

家電製品処分方法

この家電製品は、どう処分すればいいのかわからない。処分方法を教えてください。

① 郵便局でリサイクル券を購入する。(リサイクル料金は大きさ等によって異なります。)

② 家電製品と家電リサイクル券を指定引取場所へ営業時間内に持ち込む。

指定引取場所
高島運輸株式会社
住所
安曇川町五番領151番地1

時間
平日9時~12時、
13時~16時30分
☎ (32) 0270

業者は、業者のホームページで回収チェックヤン!

家電製品の処分方法

「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目は家電リサイクル法によってリサイクルすることが義務付けられています。適切に処分しましょう。

家電製品の処分方法

- ① 郵便局でリサイクル券を購入する。(リサイクル料金は大きさ等によって異なります。)
- ② 家電製品と家電リサイクル券を指定引取場所へ営業時間内に持ち込む。

フロンを使用した家電製品の処分方法

除湿器、冷温水器等には、フロン類が使用されている場合があります。その場合、燃えないごみB類として出せません。次の方法で処分しましょう。

- ① フロン回収業者等に、フロン類を取り除いてもらう。
- ② 回収証明書の写しを添えて、環境センターへ粗大ごみとして搬入する。

除湿器、冷温水器等には、フロン類が使用されている場合があります。その場合、燃えないごみB類として出せません。次の方法で処分しましょう。

① フロン回収業者等に、フロン類を取り除いてもらう。

② 回収証明書の写しを添えて、環境センターへ粗大ごみとして搬入する。

高島市総合教育会議を開催しました

議題
こども・若者と子育て家庭における支援について

1月31日(水)に高島市総合教育会議を開催し、市長と教育委員会が、こども・若者と子育て家庭への支援の充実に向けて協議を行いました。

市では、小中学生や若者、子育て家庭の福祉に関して、一体的な相談対応を行うため、こども若者応援ベース「みらくる」を整備しました。会議では、学校における個別の教育的支援の現状や「みらくる」整備の概要について、教育委員会および子ども未来部からの報告の後、施設の役割について協議し、次のような意見が出ました。



詳しくは、市のホームページをご確認ください。→



- ① 「みらくる」の開設によって、子どもの状況に応じた心理面や環境面のサポートが一層充実する。今後も子どもに寄り添った取り組みを続けてほしい。
- ② 全国的に不登校の子どもの増加していることから、個々に合った対応を求められる教職員の負担も増加していると考えられる。「みらくる」の開設をきっかけに、学校に加え、地域の協力も得て子どもへの支援の充実を進めてほしい。
- ③ 支援を必要とする方がいち早く相談できる機関として「みらくる」が、広く認知されるよう今後も情報発信を進めてほしい。
- ④ 支援を行う機関や専門員がそれぞれの役割を相互に理解し、適切な支援策を打ち出したうえで、これまで以上に効果的な支援が行えるよう体制強化を進めてほしい。

さらなるごみ減量化にご協力ください!

ごみの現状

家庭などから出されたごみは、現在、三重県伊賀市の民間処理業者で焼却処分されています。

▼燃やせるごみの量

令和4年度 約1万3000トン(実績)

令和11年度 1万1550トン

※新焼却施設で燃やせるごみの想定量

まだまだごみを減らすことが必要!

生ごみのひとしぼり運動にご協力ください

生ごみの約80%は、水分が占めるといわれており、水分が多いと、焼却時に多大なエネルギーを必要とし、多くの経費がかかります。

食材は食べる分だけを買って使い切るなど、ごみの発生そのものを抑えることが大切です。そして、生ごみ処理機や水切りネットなどを活用して、「生ごみをもうひとしぼり〜生ごみのひとしぼり運動〜」の取り組みなど、生ごみの減量化にご協力をお願いします。

▼燃やせるごみの分析調査結果

生ごみ	38.4%
紙類	32.1%
プラスチック類	19.5%
その他	10.0%

測定月	収集量
令和5年2月分	860t
令和6年2月分	891t (前年比31t増)

可燃ごみ搬出量
現在、三重県の民間ごみ処理業者へ委託して焼却処分しています。ごみの量に応じてごみ処理費用を負担することになりますので、ごみの分別や減量にご協力ください。

たかまLIFE!!

空き家の活用を考えてみませんか?

市では空き家紹介システムを運用し、空き家の有効活用・利用促進に取り組んでいます。

空き家紹介システム

市内の空き家所有者が移住希望者に空き家を紹介するシステムです。空き家の所有者の希望に合わせて、賃貸物件・売却物件として登録していただき、移住定住や空き家活用を促進しています。

空き家リフォーム補助

空き家を居住用に貸し出す際に必要となるリフォームに対する補助金です。空き家を貸したいとお考えの方はぜひ補助金をご活用ください。

対象となる人

使わなくなった空き家を市内に所有している方

対象となる事業

市内業者が請け負う50万円以上のリフォーム工事

対象となる住宅

次の①②のいずれかに該当する住宅
① 借り手が決まった住宅
② 高島市空き家紹介システム登録物件(賃貸)

補助率

4分の1(最大50万円)
※地域通貨アイカで5年分割均等払い

注意事項

着工前に必ず申請してください。